

29土第799号  
平成30年3月26日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

建築工事のうち「昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事」の調査基準価格及び最低制限価格に係る算定式の取扱いについて

建設工事の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、厳格な運用に努めているところですが、建築工事のうち「昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事」について下記のとおり取扱うこととし、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員（組合員）に対する周知・徹底をお願いします。

#### 記

#### ○改正内容

建築工事のうち「昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事」に係る調査基準価格及び最低制限価格について、国土交通省の取扱いに準拠し、直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

また、本工事に係る調査基準価格及び最低制限価格の算定式を、別紙として明示する。

#### 《参考》調査基準価格及び最低制限価格の算定式

$\{ \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55 \} \times 1.08$
--

※上記に該当しない土木工事・建設工事に係る調査基準価格及び最低制限価格の算定式並びに低入札価格調査制度において適用する失格判断基準については従来どおりとする。

#### (問い合わせ先)

土木部土木管理局土木管理課契約係  
菅、木戸岡、峯松、西谷

TEL: 089-912-2643 (係直通)

## 調査基準価格又は最低制限価格 (建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表1に掲げる調査基準価格及び「愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表に掲げる最低制限価格の計算式について、建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては以下のとおりとする。

なお、「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第7条の定める失格判断基準については、同要綱別表2のとおりとする。

$$\{ \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55 \} \times 1.08$$

※ 算定においては、各費目毎に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.08を乗じた額（円未満切捨て）とする。